新型コロナウイルス感染症 (アンゴラ:緊急事態宣言細則)

3月27日0時00分から発動される緊急事態宣言の細則に関し、当館活動、在留邦人の 経済活動、当館館員や在留邦人の日常生活に影響のある部分の概要次のとおり。

1. 目的(第1条)

本規定は、COVID-19のパンデミックにあたっての緊急事態に沿った必要措置を定めるが、行政府機関が執る他の措置には影響しない。

2. 適用範囲 (第2条)

- (1)本規定に記載の緊急事態宣言に伴う措置は、全土に適用され、全ての官民機関や個人 に協力する義務を課す
- (2) 但し、以下を例外として適用外とする。
- ア 生命,人の一体性,個人のアイデンティティ,市民権に関する権利
- イ 犯罪に関する法律の実施
- ウ 被告人の保護
- エ 信教の自由
- オ 表現の自由
- カ 国家の秩序維持に必要な権利

3. 強制的な検疫(第3条)

(1)以下の者は、医療施設、それに類似する施設乃至自宅で検疫下に置かれる義務を課される。

ア COVID-19の罹患者及びSARS-Cov2の感染者

- イ 保健当局乃至他の医療従事者が検疫下に置くことを必要であると決定した者
- (2) 前項及び後項に記載の検疫義務の違反は、義務不履行罪に問われる。
- (3) 自宅検疫の違反により、当該者は政府が指定する検疫施設に移送され、その際政府当局は当該人を拘束するため居住住宅に侵入できる。
- (4) 所管する政府機関は、新型コロナウイルス感染者と接触のあった者の居場所を把握するための必要な体制を構築しなければならない。

4. 検査の拡大 (第4条)

- (1) 所管する政府機関は、義務的な検査を拡大する体制を構築しなければならない。
- (2) 義務的な検査の実施を拒否する者は、義務の不履行罪に問われる。
- 5. 特別な保護義務(第5条)

(1)以下の者は特別な保護を施す義務がある。

ア 60歳以上の者

イ 保健当局による指針に従い,高血圧,糖尿病,心疾患,慢性的な呼吸器疾患,癌等の持病をもっている者や免疫不全の者

ウ 女性

- (2)上記(1)に含まれる者は、以下の目的で公道、私道、公共スペース、私有地を移動することができる。
- ア 必要不可欠な財やサービスの取得
- イ 健康上の理由による外出
- ウ 短時間の運動のための外出(集団での運動は禁止)
- エ 合理的な理由や必要性が認められるその他の外出
- (3) 但し、以下の場合は上記(2)の制限は適用されない。
- ア 医療従事者,警備関係者,航空・鉄道・海洋・港湾関係者
- イ 政治家,裁判官,社会的な指導者
- (4)前項の細則に違反する場合は、所管する政府機関が当該人に対して帰宅するよう指示することができる。
- (5)前項の細則の不遵守は、不履行罪に問われ、刑法で罰せられ、即時身柄を拘束される。
- 6. 国家公衆衛生包囲網(第6条)
- (1) 国家公衆衛生包囲網を構築し、あらゆる手段での出入国は停止される。
- (2)下記のような極めて高い緊急性・必要性が認められる場合は、上記(1)の限りではない。
- ア 必要不可欠な財やサービス
- イ 人道的な支援
- ウ病人
- (3) 所管する省庁の関係部署が前項の適用対象ケースを定義する。
- 7. 州公衆衛生包囲網(第7条)
- (1)州レベルでも公衆衛生包囲網を構築し、あらゆる手段での州を跨いだ移動は停止される。
- (2)下記のような極めて高い緊急性・必要性が認められる場合は、上記(1)の限りではない。
- ア 必要不可欠な財やサービス
- イ 人道的な支援
- ウ病人

- 8. 移動の自由に対する制限(第8条)
- (1)以下の例外を除き、移動の自由は制限される。
- ア 必要不可欠な財やサービスの取得
- イ 健康上の理由による外出
- ウ 老人等に対する支援のための外出
- エ 短時間の運動のための外出(集団での運動は禁止)
- オ 社会的ボランティア活動のための外出
- カ 親権の行使等家族関係で必要な外出
- キ 移動できない者に必要不可欠な財を届けるための外出
- ク 在外公館の活動を遂行するための大使館、領事館、国際機関職員による外出
- ケ帰宅
- コ 合理的な理由や必要性が認められるその他の外出
- (2) 上記(1) のために、自家用車は公道を走り、ガソリンスタンドで給油できる。
- (3)外出に際しては、他人と一定の距離をとる等保健当局による指針を遵守しなければならない。
- 9. 公共サービス (第9条)
- (1) 中央政府及び地方自治体による公共サービスの休止。
- (2) その他の公共機関による公共サービスの休止(病院、薬局、治安、警備、電気水道、 廃棄物収集、埋葬を除く)
- (3) 不要な移動を減らすため、公共サービス情報に関する問い合わせは電話、インターネットを通じて対応。
- (4)情報の取得以外の目的で面会が必要な場合で、電話越しでは難しく,緊急を要する場合に限り事前予約制で対応する。
- 10. 在宅勤務(第10条)
- (1) 正規・非正規職員に拘わらず、仕事内容上可能な場合は、在宅勤務を採用する義務がある。
- (2) ICT技術を通して実施できる全ての仕事は、在宅勤務で実施できると考えられる。
- (3) 在宅勤務の労働者は、他の労働者と同様の権利義務を負い、同様の扱いとなる。
- (4) 在宅勤務の採用にあたり、労働者と書面による契約を取り交わす必要はない。
- (5) 在宅勤務下の労働者は、他の労働者に適用される通常の勤務時間・日数が適用される が、契約書で規定される勤務時間帯に在宅勤務時間を設定する必要はない。
- (6) 緊急事態が解除されれば、通常の勤務体制に戻る。
- 11. 法的な雇用関係の保護(第11条)

- (1) 労働者が事務所不在期間の解雇は禁止。
- (2) 緊急事態宣言施行中も労働者は業務を遂行することに変わりはない。

12. 商店の閉鎖(第12条)

権限当局が不可欠でないと判断する商店は閉鎖する。

13. 私的商業活動の閉鎖(第13条)

以下を除き私的商業施設は閉鎖する。

- (1)食料品の卸・小売り
- (2)銀行
- (3) 通信, 新聞, ラジオ, テレビ
- (4) ホテル
- (5) テイクアウト/デリバリーの食事
- (6) ガソリンスタンド
- (7) 葬儀屋
- (8) 車の修理, 緊急のメインテナンス
- (9) 医療当局が必要と認めるサービス

14. 屋外商店の制限 (第14条)

屋外商店(公式, 非公式を問わず)は以下の条件の下に食料品の販売のみに制限される。

- (1) 手洗い、消毒の励行
- (2) 人と人との距離を2メートル以上空ける。
- (3) 1 ㎡辺りの占有は 0.04 人以下とする。
- (4) 商品入手に必要最小限の時間に滞在を留める。
- (5) 商店内での消費は禁止する。

15. 電子商取引(第16条)

電子商取引,人との接触のない遠隔サービス(含むオンラインによるバンキング,保険及び郵便)は停止されない。

- 16. 小売り、サービス特別許可及び停止(第17条)
- (1) 小売り、サービス業は、客、労働者に対し以下の予防策を講じることを条件に停止されない。
- ア 手洗い、消毒の励行
- イ 人と人との距離を2メートル以上空ける。
- ウ 1 ㎡辺りの占有は 0.04 人以下とする。

- エ 商品入手に必要最小限の時間に滞在を留める。
- オ 商店内での消費は禁止する。
- (2) レストラン,飲食店への入店は収容能力の3分の1に留める。
- (3) 経済担当省庁は、特定の条件の下、一部の商業施設の営業を認める。
- 17. 商業活動,文化/娯楽施設,ホテル,レストランにおける感染予防措置(第21条)
- (1)以下を除き商店、施設の営業を停止する。

食料,飲料,生活必需品,薬局,医師,衛生用品,印刷,自動車燃料,たばこ,通信機器,ペット食品、電子商取引,電話,クリーニング

(2) 以下の公共施設は閉鎖する。

博物館、図書・資料館、記念館、ディスコ、ゲームセンター、バー類、公演・スポーツ・ 娯楽・市・展示などが行われる諸施設。

- 18. 宗教行事,礼拝,葬式(第22条)
- (1) 宗教的なお祝いや集会など、人々の集まりを伴うその他の行事を開催することは禁止。
- (2) 50人以上の参加者がいる葬儀は禁止。
- (3)墓地の管理機関は、前項の規定に準拠するために必要な措置をとる。

19. 個人の保護(第23条)

労働・稼働中のすべての活動は、衛生状態と人との距離を保つ等の保健衛生当局の勧告を 遵守しなければいけない。

20. 公衆衛生保健の保障(第24条)

保健分野を所管する省の長は、委任の権限を持ち、次の事項を決定することができる。

- (1) 公衆衛生の保護に必要な製品の不足の影響を受ける生産センターでの商品の供給とサービスの機能を保証するために必要な命令と指示。
- (2) 保健センター,民間の保健サービスや施設を含むあらゆる種類の産業、工場,修理・整備場,関連施設の一時的な要求。
- (3) 新型コロナウイルスによって引き起こされた緊急事態と新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の治療に関し、公衆衛生を保障するために適切かつ不可欠である場合、あらゆる種類の機関に対する商品の供給とサービスの一時的な要求。

21. 公安(第25条)

内務を所管する省の長は、委任の権限を持ち、次の項目を決定する。

(1)公衆衛生,公共の安全性,交通の流動性を理由に,交通・運輸を所管する省の長と連携し,道路の封鎖,鉄道の運行停止,または特定の種類の車両の通行を規制する。

(2) 緊急事態の状況のモニタリングをする組織の調整と状況に関する定期的な情報提供。

22. 国防(第26条)

国防を所管する省の長は,各細則を遵守するために必要な国防機関の人的,物理的供給を 確実に行うため,必要に応じて、政府機関との調整を保証する。

23. 法律および裁判所へのアクセス (第27条)

正義と人権の分野を所管する省の長は、上級評議会と司法長官事務所とともに、権利と自由を保障するための司法へのアクセスのための適切な措置をとる。

24. 期限と執行(第28条)

- (1)以下の細則に反することなく、公衆衛生保健当局の決定に基づき、COVID-19 の感染予防、封じ込み、緩和、治療の例外的な状況が停止するまで、司法裁判所、憲法裁判所、税務・監査およびその他の管轄機関、仲裁廷、検察官、代替紛争解決機関で実行される手続、納税及び法的休暇制度が適用される。
- (2)ここで定められている体制は、例外的な状況の終了が宣言される法令で定義される日付で終了する。
 - (3) 例外的状況は、すべての種類のプロセスの制限および適用の一時停止でもある。
- (4) 前述の規定は、終息に必要な期間を確立し、例外的状況の強制的な期間を確立するすべての法律に優先する。
- (5) 緊急プロセスにおいて、第8条と第9条に規定される状況を除き、その期限は延期される。
 - (6) 本条の細則は、以下においても一時停止が準用される。

ア 公正証書の手続

- イ 行政軽犯罪,制裁および懲戒,直接・間接の行政機関、独立行政機関のサービスの手続 ウ 個人のために実行される行政管理と納税期間
- (7)前項(3)で言及される納税期間は、司法的異議申し立て、行政請求、行政不服審査のみ、もしくは同一の性質を持つ手続きのみに適用する。
- (8) 技術的に実現可能な場合は、電話会議やテレビ会議などの通信手段によって手続の行 為が許可される。
- (9) 本条の細則において、未成年者の危険に関する手続、緊急の教育的後見手続、身柄を 拘束されている容疑者の裁判などの基本的な人権が脅かされるような緊急性のある手続の み、保健当局の(人数制限などの)勧告に従い、管轄の上級評議会が確立された制度に基づ いて行う。
- (10)賃貸物件の引き渡しのための立ち退きや裁判命令による立ち退き手続により,賃借 人が住宅の欠如を起因とする脆弱な状況に置かれる可能性がある場合は,その手続は一時

停止される。

(11)第1項で言及されている例外的な状況が終了した日以降,2020年の法的休暇の 履行を適用する。

25. 公共調達の特例 (第29条)

- (1) パンデミックを抑制するために緊急で必要な商品やサービスの購入は、特例の対象となる。
- (2) 医薬品,病院用品,バイオセーフティ関連の必需品などの生活必需品は,簡易契約で購入することができる。
 - (3) 財政分野を所管する省庁は、前述の規定を実施するための環境を整備する。

26. 税務調整 (第30条)

- (1) 食品や医薬品の輸入に対する税金の支払いは、通常の事後税務調整の対象となる。
- (2) 財政を所管する省庁は、前項の細則を適用するための制度を確保する。

27. 必需品を輸入するライセンス (第31条)

- (1)食料品,医薬品,バイオセーフティ関連その他の生活必需品の輸入は,特別ライセンス制度の対象となる。
- (2)経済、計画、貿易に関する省庁の長及びアンゴラ中央銀行は、前項の目的のため特別に円滑化を図る体制を確保する。

28. 賃借人の保護(第32条)

新型コロナウイルスの感染拡大予防措置の実施が終了するまでは、以下が停止される。

- (1) 家主による住居及び非住居賃貸契約破棄
- (2) 不動産差し押さえ通知

29. 運輸(第33条)

運輸・交通を所管する省庁は以下を決定する。

- (1) 公共交通サービスは継続。
- (2) 国内全体において物資の運搬は継続。
- (3) アンゴラ発/着の緊急・臨時フライトの運行
- (4)全ての交通サービス提供者に対し、保健省のガイドラインに沿った車体の清掃が義務付けられる。
- (5) 乗客人数は通常時の定員の3分の1とする。
- (6) バイクタクシー業は制限される。

30. 農業・林業 (第34条)

通常時の供給を保つため、農産物の供給確保及び競争価格の保持を徹底する。

31. 漁業・海洋 (第35条)

水産物の供給確保を徹底する。

32. 電力・水・石油・鉱物資源(第36条)

電力、水、ガス、石油及び天然ガス製品の供給確保を徹底する。

33. 環境(第37条)

廃棄物の処理を保障する。

34. 産業 (第38条)

現状不可欠な工業施設の操業継続を保障する。

- 35. 雇用·職位·通関(第39条)
- (1) 雇用と役職は保護される。
- (2) 税関は港及び国境のチェックポイントにおける通関を徹底しなければならない。
- 36. 民間人への要求 (第40条)

COVID-19の撲滅にあたり必要と判断される場合、保健当局及び安全保障当局の 決定により、マスクといった医療物資等の財やサービスの提供を求められることがある。

- 37. 文書、許可証(第42条)
- (1)公的機関は次に指定する文書の有効期限が緊急事態宣言の発動日または直近15日間で切れたとしても有効であると見なす。
- ア 身分証明書
- イ 運転免許証
- ウ 車両登録証
- 工 車両所有証
- 才 旅券
- カ 外国人身分証
- (2)緊急事態宣言の有効期間中、ライセンス、許可またはその他の行政証書は、それぞれの期限に関係なく有効となる。
- 38. 銀行信用 (第43条)

緊急事態宣言の有効期間中、同宣言により実行できなかった債務不履行に起因する督促・ 請求は無効となる。

- 39. 経済活動の監査(第44条)
- (1) 管轄機関による経済活動の監査は、防衛・保安機関の支援を得つつ、機能し続ける。
- (2) 商業施設による値上げの実施を特定・制裁するため、視察など監査活動を強化する。
- 40. 通信機関と情報伝達義務 (第45条)
- (1) 官民を問わず通信機関は機能し続ける。
- (2)管理管轄機関は、緊急事態の間に常に重要なサービスを提供できることを前提に労働 体制の縮小措置を取ることができる。
- (3) 管轄機関はアンゴラにおけるパンデミックの動向について正確に情報提供しなければならない。

41. 規制と執行(第46条)

- (1) 本規定及び行政執行は電子媒体またはその他の方法による単なる通知のみで有効である。
- (2)前項の細則を周知及び同意を得るために、刊行または管轄機関のウェブサイトに掲載する。

42. 監視 (第47条)

- (1) 治安・保安部隊は本規定に記載する細則が遵守されるよう以下のとおり監視する。
- ア 施設の閉鎖と活動の停止。
- イ 本規定第7条から9条の条項に違反した場合、対象となる人を強制的に拘束し、それぞれの住居まで連行する。
- ウ 公道に人々が集中しないよう忠告する。
- エ 本規定第5条に記載の条件と例外を除き、全ての市民に自宅待機義務を遵守するよう 勧告する。
- (2)前項イの目的で保健当局は義務的隔離を適用するため所在地の治安・保安部隊に連絡する。

43. 協力の義務 (第48条)

緊急事態期間中、市民、教育機関、保安・民間保護・公衆衛生を担当する団体は本規定の 細則実現のために協力する義務がある

44. 対策の保護 (第49条)

- (1) 本規定は官民機関がすでに採用している対策を無効にするものではない。
- (2) 各機関の最高責任者は本規定及び緊急事態として適切な措置が機能するよう必要な対応を取らなければならない。

45. 発効日(第51条)

本規定は2020年3月27日0:00から発効される。